

別表十(八)

「13」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

特定目的会社の支払配当の損金算入に関する明細書

	事 業 年 度	・ ・ ・	法 人 名		別 表 十 (八)			
配 当 の 額 の 計 算	利 益 の 配 当 の 額 の み な し 配 当 の 額 計 算 配 当 の (1) + (2)	1 2 3	円	特 定 社 債 の 發 行 を し て い る 場 合 の 調 整	特 定 社 債 の 當 期 末 残 高 (14) × $\frac{5}{100}$ 期 首 利 益 積 立 金 額 (別表五(一)「31の①」) (15) - (16) 當 期 に 償 還 し た 特 定 社 債 の 額 の 合 計 額 特 定 讓 渡 等 に よ り 調 達 さ れ た 資 金 の う ち 特 定 社 債 の 償 還 に 充 て ら れ た 金 額 (18) - (19) 損 金 の 額 に 算 入 さ れ る 減 価 償 却 費 の 額 (20) - (21) (マイナスの場合は0) 特 定 社 債 の 發 行 を し て い る 場 合 の 調 整 額 を し て い る 場 合 の 調 整 額	14 15 16 17 18 19 20 21 22 23	円	別 表 十 (八) 令 五 ・ 四 ・ 一 以 後 終 了 事 業 年 度 分
配 当 可 能 利 益 の 額 の 計 算	税 引 前 當 期 純 利 益 金 額 前 期 繰 越 損 失 の 額 減 損 損 失 の 額 (6) × $\frac{70}{100}$ 配 當 可 能 利 益 の 額 (4) - (5) - (7)	4 5 6 7 8 9	円					
	(8) (特定社債の発行をしている場合には、(8) - (23) (マイナスの場合は0)	10	円					
	(9) × $\frac{90}{100}$	11	円					
	(3)が(10)を超える場合の(3)の額	12	円					
所 得 金 額 合 計	(別表四「34の①」)	13	円					
支 払 配 当 の 損 金 算 入 額 ((11)と(12)のうち少ない金額)			円					

「13」欄

特定目的会社に係る課税の特例を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第67条の14第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00396」
- ③ 「適用額」欄：「13」欄の金額